

# 医科点数表の解釈

平成 30 年 4 月版

## Web 追補 No.9 (平成 31 年 2 月号)

平成 31 年 2 月 8 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成 31 年 1 月 31 日 保医発 0131 第 2 号 (平成 31 年 2 月 1 日適用)
  - 平成 31 年 1 月 31 日 保医発 0131 第 4 号 (平成 31 年 2 月 1 日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](#)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。( [http://www.shaho.co.jp/shaho/2018\\_sinryo/index.html](http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html) )
- 「本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休等の長期連休における診療報酬等の取扱いについて」(平成 31 年 1 月 30 日保医発 0130 第 1 号)、「疑義解釈資料の送付について (その 11)」(平成 31 年 1 月 30 日医療課事務連絡)が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
514			<p><b>[D006-7UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型の所定点数 (2,100点) を準用する項目として追加]</b></p> <p>◇ Nudix hydrolase 15 (NUD T15) 遺伝子多型検査            ア Nudix hydrolase 15 (NUD T15) 遺伝子多型検査は、D006-7UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型の所定点数に準じて算定する。            イ 本検査は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病等の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイム PCR 法により測定を行った場合、当該薬剤の投与を開始するまでの間に 1 回を限度として算定できる。 ㊦            (平31. 1. 31 保医発 0131 4)</p>	
1307	—	上から 4 行目	<p>(最終改正 ; 平30. 11. 30 保医発 1130 3)</p> <p><b>[黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]</b></p>	<p>(最終改正 ; 平31. 1. 31 保医発 0131 2)</p>
1311	右	下から 25 ~ 26 行目	<p>脊椎の固定に使用した場合に、固定用金属線として算定する。</p>	<p>固定用金属線として算定する。ただし、ポリエステル製のケーブルについては、脊椎の固定に使用した場合に限り算定する。</p>

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部  
 @ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。

# 診療報酬関連情報ナビ

## Navigation

「医科点数表の解釈」の無料サポートサービス

●「医科点数表の解釈」Web追補

○「医科点数表の解釈」の内容に変更等が生じた場合に、原則として月1回、追補をPDFにて掲載します。

●診療報酬関連情報データベース

○「医科点数表の解釈」発刊以後の診療報酬関連情報(省令・告示・通知・事務連絡)について、公布日(発効日)順にリストアップしています。

○「区分」欄には種別ごとに色分けして掲載しています。

【省令(□=白)・告示(■=青)・通知(■=緑)・事務連絡(■=赤)・その他(■=黄)】

○「区分」欄は下記のカテゴリーに分けて表示しています。カテゴリーが複数にまたがるものはすべて表示しています。

点数	診療報酬点数表関連(医科・歯科・調剤・施設基準・記載要領関連等を含む)
薬剤	薬価基準関連等
材料	特定保険医療材料関連等(特定診療報酬算定医療機器関連等を含む)
DPC	DPC/PDPS関連等

■PDFをご覧になる場合は「タイトル」欄の文字をクリックしてください。

■薬価基準改正関連、経過措置品目収載関連等における具体的な品目等については、「薬価基準追補サービス」を併せてご利用ください。

■本サービスのご利用は無料です。なお、RSS 機能をご利用いただくと便利です。

1 社会保険研究所ウェブサイトへアクセスしてください。左や下方にボタンがあります。

3 必要な情報を閲覧できます。

2 クリックで「診療報酬関連情報ナビ」へジャンプします。お調べになりたい部分をクリックしてください。